



NEW

退職後も  
保障を継続

一般  
1型

一般  
2型

一般  
3型

一般  
4型

66歳～70歳までの保障

一般3型は継続のみとなり、新規加入・増口はできません

**対象年齢** ・満66歳～満70歳の本人および配偶者  
(継続のみ対象)

**保障期間** 1年間  
(2019年1月1日～2019年12月31日)

**保障内容** ・死亡 最高500万円  
・入院 日額5,000円まで保障

**申込期間** 8月～10月(募集展開時)

## 1 継続できる方と保障額の範囲

継続できる方	リック会員(本人)とその配偶者
継続できる年齢	満66歳～満70歳 ※一般3型は新規加入・増口はできません
保障額の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保障 100万円～500万円</li> <li>● 入院保障(日額) 2,000円～5,000円</li> <li>● 手術保障(1回) 20,000円～50,000円</li> </ul>
1口あたり保障額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保障 100万円</li> <li>● 入院保障(日額) 500円</li> <li>● 手術保障(1回) 5,000円</li> </ul>



自動継続について次の方は、一般3型へ変更となります。

昭和28年1月1日生まれ、および、昭和27年1月2日～12月31日生まれの皆様で、現在リック生命共済のシニア型(一般2型)に加入している方  
※現在の加入口数で自動継続します。ただし、死亡6口以上加入している方は、一般3型の最高口数である5口へ変更します。掛金も変わりますのでご注意ください。  
※満了通知にも記載がありますのでご覧ください。

### 口数変更に関するご注意

- 加入口数を減口できますが、その後の増口はできませんので口数を変更する場合は十分注意してください。

## 2 保障内容

### ● 死亡保障

病気・事故死亡	病気や不慮の事故により死亡した場合に、お支払いします。
病気・事故重度障がい	病気や不慮の事故により重度障がいになった場合に、お支払いします。
病気による後遺障がい	病気により障がい残り、地方自治体発行の身体障害者手帳が交付された場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合
事故による後遺障がい	共済期間中の事故により障がい残り、共済期間中に障がい固定した場合に、お支払いします。 ※重度障がいに該当しない場合

### ● 入院・手術保障

病気・事故入院	病気や不慮の事故により入院した場合に、お支払いします。 入院は1日目から一傷病につき180日を限度として給付します。
手術給付	病気や不慮の事故により手術をした場合に、入院日額の10倍を保障します。日帰り手術も所定の手術であれば給付の対象になります。
入院見舞金	病気や不慮の事故による入院に対し入院給付金を給付する際に、一傷病につき1回5,000円(一律)を見舞金として給付します。

## 3 保障額と掛金

※新規加入および増口はできません。

死亡・身体障がい保障					
契約口数	死亡重度障がい	事故特約左記金額に加算	後遺障がい事故	後遺障がい病気	掛金(月額)
1口	100万円	50万円	2～45万円	2～30万円	950円
2口	200万円	100万円	4～90万円	4～60万円	1,900円
3口	300万円	150万円	6～135万円	6～90万円	2,850円
4口	400万円	200万円	8～180万円	8～120万円	3,800円
5口	500万円	250万円	10～225万円	10～150万円	4,750円

入院・手術保障			
契約口数	入院病気・事故(日額)	手術病気・事故(1回につき)	掛金(月額)
1口	500円	5,000円	220円
2口	1,000円	10,000円	440円
3口	1,500円	15,000円	660円
4口	2,000円	20,000円	880円
5口	2,500円	25,000円	1,100円
6口	3,000円	30,000円	1,320円
7口	3,500円	35,000円	1,540円
8口	4,000円	40,000円	1,760円
9口	4,500円	45,000円	1,980円
10口	5,000円	50,000円	2,200円